

決 裁	館 長	課 員	受付者

物 品 借 用 申 請 書

令和 年 月 日

田沢湖公民館長 様

申請者 住 所
(団体名)
氏 名
電 話

◇ 借用に際しては許可条件を遵守し、故障・破損の場合には報告のうえ責任を持って修理、若しくは弁償いたしますので、下記により申請いたします。

借用物品 (数量)								
使用目的								
使用場所								
使用責任者				電話				
借用日	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時頃	立会 職員	
返却日	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時頃	立会 職員	

許 可 書

※ 借用物品は仙北市民の共有財産です。大切に使用しましょう。

許
可
条
件

1. 物品の搬出～搬入は、必ず職員立ち会いのもと指示に従うこと。
2. テントは、必ず乾燥した状態で返却すること。(カビ防止)
3. テント内で煮炊き等、火を使う行為は絶対しないこと。(劣化・悪臭防止)
4. 使用中に破損や故障が生じた場合は、必ず報告すること。(返却時の調整)
5. 申請内容(返却予定日等)に変更が生じる場合は、必ず公民館に連絡し、確認を得ること。(後の使用申請者に影響が無いか確認するため) TEL43-1061
6. 物品の「又貸し行為」は、絶対に行わないこと。
7. 返却時に本書(許可書)を持参し、物品の確認を受けること。

令和 年 月 日 仙北市：田沢湖公民館

館長